プロジェクト IFRS S2 号に相当する基準の開発

項目 内部炭素価格

Ⅰ．本資料の目的

1. 当委員会は、2024 年 3 月 29 日に、次の公開草案（以下あわせて「本公開草案」という。）を公表した。

(1) サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（以下「適用基準案」という。）

(2) サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 1 号「一般開示基準（案）」（以下「一般基準案」という。）

(3) サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 2 号「気候関連開示基準（案）」（以下「気候基準案」という。）

2. 本公開草案のコメント期間は 2024 年 7 月 31 日までであり、本公開草案に対して 100 通を超えるコメントが寄せられた。

3. 本資料は、本公開草案に寄せられたコメントのうち、内部炭素価格（本公開草案「質問 9」）に関する検討を行うことを目的としている。

Ⅱ．事務局による提案の要約

4. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第 52 項参照）。

本公開草案における内部炭素価格の開示について、次の定めを置く。

(1) 産業横断的指標等に関連して、内部炭素価格に関する情報を開示しなければならない。**（本公開草案から変更なし）**

① 内部炭素価格を意思決定に用いている場合、次の事項に関する情報

ア．内部炭素価格の適用方法（例えば、投資判断、移転価格及びシナリオ分析）

イ．温室効果ガス排出に係るコストの評価に用いている内部炭素価格（温室効果ガス排出のメートル・トン当たりの価格で表す。）

② 内部炭素価格を意思決定に用いていない場合、その旨

(2) 本公開草案において提案していた、同じ目的において複数の内部炭素価格を意思決定に用いている場合及び複数の目的で内部炭素価格を意思決定に用いている場合の取扱いについては、本公開草案から削除する。**（本公開草案から変更あり）**

Ⅲ. これまでの議論

問題の所在

5. 国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）が公表する IFRS サステナビリティ開示基準（以下「ISSB 基準」という。）では、TCFD 提言において開示推奨項目とされた産業横断的指標等のうち、内部炭素価格については、企業が炭素価格を意思決定に適用しているかどうか、また、適用している場合、どのように適用しているのか及び当該炭素価格についての開示を求めている（IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）第 29 項(f)）。

6. 我が国においても、炭素価格を意思決定に用いる企業が増えているため、当該開示は主要な利用者に有用な情報となり得るとの意見が聞かれている一方で、内部炭素価格それ自体の開示については、主要な利用者の意思決定との関連性が必ずしも明らかではないとの意見も聞かれている。

7. このため、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ 基準」という。）においても、ISSB 基準と同様に内部炭素価格に関する定めを取り入れるかどうか、また、取り入れる場合にどのように取り入れるかが論点となった。

本公開草案における提案

8. 気候基準案は、内部炭素価格に関する産業横断的指標等に関連して、IFRS S2 号と同様に、次の事項に関する情報を開示しなければならないとすることを提案している（気候基準案第 46 項(6)、第 84 項並びに BC182 項及び BC183 項）。

(1) 内部炭素価格を意思決定に用いている場合、次の事項に関する情報

① 内部炭素価格の適用方法（例えば、投資判断、移転価格及びシナリオ分析）

② 温室効果ガス排出に係るコストの評価に用いている内部炭素価格（温室効果ガス排出のメートル・トン当たりの価格で表す。）

(2) 内部炭素価格を意思決定に用いていない場合、その旨

9. 本公開草案における提案に関して当委員会において聞かれた意見は、本資料別紙 1「気候基準案からの抜粋」を参照いただきたい。

Ⅳ. 寄せられたコメントの分析

寄せられたコメント

（公開草案の提案に賛成するコメント）

10. 本論点に対し、次のように、本公開草案における提案に賛成するコメントが寄せられた。

利用者からのコメント

(1) 内部炭素価格は、我が国においても意思決定に用いる企業が増えており、利用者にとって有用な情報である。

(2) 内部炭素価格の開示を一律に求めるわけではなく、当該価格を意思決定に用いている場合に開示を求めており、内部炭素価格を活用することにメリットがある産業（多排出産業）とそうではない産業（低排出産業）とで、導入の度合いが異なるため、実態に即していると考えられる。

(3) SSBJ 基準案において提案されているアプローチは、ISSB 基準が採用しているアプローチと整合的である。

(4) 仮に当該定めを取り入れない場合、グローバル投資家から ISSB 基準との同等性に懸念を持たれる可能性がある。

作成者からのコメント

(5) 内部炭素価格は、計算根拠等も含め、数字が持つ意味や比較可能性は相応にあると考える。内部炭素価格のみが独り歩きし、画一的に比較される可能性に対する懸念はあるものの、ISSB 基準との整合性の観点から本提案を支持する。

(6) 炭素価格の開示は一般的になっており、また ISSB と同様に内部炭素価格を採用している場合に開示を求めるものであり、一律の開示を求めているわけでもないので、特に大きな問題はないと考える。

(7) 業種によっては、内部炭素価格を積極的に活用していない業種もあることから、「意思決定に用いていない場合、その旨」という選択肢があることはよいと考える。

保証業務実施者からのコメント

(8) 内部炭素価格を意思決定に利用する企業の増加に伴い本情報の有用性が高まっていること、及び本提案が、内部炭素価格を利用していない場合にはその旨を開示すること、並びに複数の価格を利用している場合には価格が含まれる金額の範囲での開示を認めるといった実務的な実施可能性に配慮していることから、提案に同意する。

(9) 採用されなかった案として、気候基準案 BC186 項(1)に理由が記載されており、有用性に疑問があることが挙げられているが、有用性の判断は人によって異なるものであり、理由として不十分である。

その他の利害関係者[1]（法人）からのコメント

(10) 内部炭素価格は、気候関連のリスク及び機会を評価し管理するために強力なツールであると考える。意思決定に内部炭素価格を用いた企業はスコープ 3 温室効果ガス排出量の管理において優れたパフォーマンスを示しているというレポートも CDP 等より公表されている。競争上の理由から、内部炭素価格を開示しない企業もあるが、2023 年には東京証券取引所のプライム市場上場企業のうち 273 社が実際に用いられた価格を開示している。投資家は、事業、サプライ・チェーン及び投資における炭素関連のリスク及び機会を評価し管理するためのツールとして内部炭素価格が用いられる理由及び価格決定方法と、内部炭素価格とを組み合わせることで、企業の気候関連のリスク及び機会の管理を理解することができると考える。

その他の利害関係者（個人）からのコメント

(11) 企業の意思決定に用いる指標を開示することで企業と主要な利用者との建設的な対話の促進が期待でき、内部炭素価格を開示要求事項として取り入れることで、情報の透明性を確保し、企業と主要な利用者の対話を後押しすることが図られる。

（公開草案の提案に反対するコメント）

11. 一方、本論点に対し、次のように、本公開草案における提案に反対するコメントが寄せられた（括弧内はコメント提出者の属性、以下同じ）。

内部炭素価格の開示を求めるべきではないとのコメント

(1) 内部炭素価格を設定しているか否かの開示を求めることまでとし、内部炭素価格の定量的な開示は、少なくとも一律に要求事項として開示を義務付けるべきではなく、

[1] 利用者、作成者又は保証業務実施者のいずれにも該当しないコメント提出者を「その他の利害関係者」としている。

任意開示の位置付けとすべきである。内部炭素価格は業種等によって大きく異なるものであり、企業間で画一的に比較されると、企業の取り組みが歪められてしまうおそれがある。具体的には、業種によって対策の難易度、限界削減費用等が大きく異なるため、炭素価格に大きな差異が生じる場合が考えられ、画一的な比較がなされることにより、脱炭素のための価格の製品転嫁が困難となり、カーボン・ニュートラルを目指す潮流に逆行することにつながり、開示そのものが企業のリスクになる可能性も考えられる（作成者）。

(2) 革新的な技術の導入コストは製品価格に上乗せして回収する必要があるが、内部炭素価格情報は、脱炭素化されたプロセスで生産される製品の原価情報の一部を構成することから、サステナビリティ関連の機会に関する情報が商業上の機密情報に該当すると判断される場合があると考えられ、開示要求事項として定めるのは適切ではない（作成者、その他の利害関係者（法人））。

(3) 内部炭素価格そのものというよりも、内部炭素価格を意思決定に用いているかどうか及びその適用方法に関する開示が、企業の取組みを主要な利用者が理解するうえで役立つ情報になると考えられる。

(4) 温室効果ガスの削減のための手法はさまざまであり、内部炭素価格の設定・運用は、企業が選択しうる一つの手段であり、内部炭素価格をいくらに設定するかは各社の事情や考え方に大きく左右されるため、ことさら開示要求事項に含める必要性はないと考える。開示要求事項に含めることで内部炭素価格を設定していること自体を是としているかのように捉える利用者も出てくる懸念がある。

(5) 業種別（金融業以外）に絞ることも検討していただきたい（作成者）。

「内部炭素価格を意思決定に用いているか」という条件を変更すべきとのコメント

(6) 「内部炭素価格を意思決定に用いる企業が増えてきている」という前提の認識は、誤解ではないかと考える。内部炭素価格を設定している企業は増えているものの、精度の課題があるため、必ずしも意思決定に用いているのではなく、参考値として算定している企業が多いと理解している。内部炭素価格の採用の有無や、社内における活用方法（意思決定に用いているかどうか含む）の開示を求めることは賛成であるものの、基準として意思決定に用いているかどうか（気候関連開示基準案第 84 項という判断軸は必要ないと考える（現状の CDP や TCFD でもこの運用がなされていると理解している）（作成者）。

(7) 米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）における気候関連開示ルールの議論と同様に、「内部炭素価格を意思決定に用いている場合」という不明確な基準ではなく、代替案として「重要な気候関連リスクに対する会社の戦略としてシナリオ・アナリシスやカーボン・プライシングを採用している場合」というような明快な適用条件を提案する。これにより、意識が低い開示主体の試験的なカーボン・プライシングの数値等を無理に開示させないようにする。戦略的意図が明確な先行的・指導的な先例が出揃ってきたところで、改めてガイドラインをアップデートすることを想定する（その他の利害関係者（個人））。

ISSB 基準と同一の要求事項のみを求めるべきとのコメント

(8) 日本企業が開示する情報がさまざまな市場の投資家によって比較可能となるよう、ISSB 基準と同じ文言を用いるべきである（利用者）。

(9) 内部炭素価格を導入した場合の開示方法について、ISSB 基準には定めのない、複数目的で使用されている場合の開示が明確化されている（第 86 条）が、その意図が不明瞭である。国際的な整合性のためであれば、複数目的で使用されている場合の開示の明確化は不要である（作成者）。

複数の内部炭素価格を用いる場合の定めを変更すべきとのコメント

(10) 本公開草案では、同じ目的で複数の内部炭素価格を用いている場合、内部炭素価格を範囲（最小値と最大値）で開示することが認められているが、誤解を招く可能性があるため、それぞれの内部炭素価格の開示を求めるか、又は、少なくとも範囲で開示することとした理由の説明を求めることが必要であると考える（利用者）。

（その他のコメント）

12. このほか、次のようなコメントが寄せられた。

気候基準案第 84 項の書きぶりを修正すべきとのコメント

(1) 気候基準案第 84 項の書きぶりについては修正を求めたい。内部炭素価格は、温室効果ガス削減策に向けての有効手段であると理解するが、企業の管理会計的な手法に過ぎない。また、同 BC186 項に列挙されるように、開示に関しては留意すべき点もあると認識している。そうした中、現状の同第 84 項の記載では、採用が原則であり、例外的に非採用の場合はその旨を記載することと読め、内部炭素価格の採用自体が評価されるものと誤認させるおそれがある。内部炭素価格の採用有無が客観的事実

と捉えられるよう、以下のとおり同第 84 項の(1)(2)の記載を修正すべきではないか（作成者）。

① 内部炭素価格を意思決定に用いているか否か

② 内部炭素価格を意思決定に用いている場合、次の事項に関する情報

ア．内部炭素価格の適用方法（例えば、投資判断、移転価格及びシナリオ分析）

イ．温室効果ガス排出に係るコストの評価に用いている内部炭素価格（温室効果ガス排出のメートル・トン当たりの価格で表す。）

(2) 内部炭素価格を意思決定に用いていない場合は、関連情報の開示は不要であることを定めるべきである（作成者）。

内部炭素価格に関する情報が商業上の機密情報に該当する場合の開示免除要件を明確化すべきとのコメント

(3) 商業上の機密情報に該当する場合の開示免除要件（適用基準案第 15 項）を、本項に即して明確化することが望まれる。SSBJ として ISSB に対応を促す、あるいは SSBJ 基準の導入支援として、基準外の補足文書の作成等により規定を明確化することを検討いただきたい（作成者）。

ISSB 基準の要求事項に加え、追加の開示を求めるべきとのコメント

(4) 内部炭素価格については、決定後に再度大きく変更する例もあり、企業の意思決定により定められるものであることから、企業が作成した指標の定義や算定方法を変更する場合（一般基準案第 38 項）と同様に、内部炭素価格を変更した場合にも、変更の理由の開示を求めることが望まれる（保証業務実施者）。

(5) 有価証券報告書の経営戦略や設備投資の記載において、内部炭素価格をどのように考慮して投資意思決定しているか、統一的な説明を求めるべきである。現在は「サステナビリティ開示」の導入期であるが、将来的には「サステナビリティ開示」と「戦略開示」をどのように統合していくか、という大きなビジョンを描いて、議論することを提案する（その他の利害関係者（個人））。

追加のガイダンスを提供すべきとのコメント

(6) 内部炭素価格が企業の資本配分の決定や脱炭素化の取組みに関連して適切かつ効果的であることを確保するために、実効性のある内部炭素価格に関する追加のガイダンスが有用である（利用者）。

(7) 日本にはまだ統一的な炭素価格がないため、企業は、インパクトのある脱炭素化を追求するために、実効性のある内部炭素価格とは何かについて、より多くのガイダンスを必要とすることが考えられる（利用者）。

事務局による分析

（ISSB 基準との整合性に関する検討）

13. 本公開草案における提案に対して寄せられた賛成及び反対のコメント（本資料第 10 項及び第 11 項参照）は、その理由も含め、当委員会において本公開草案を開発する過程で聞かれた意見（本資料別紙 1「気候基準案からの抜粋」参照）と概ね同じであると考えられる。

14. 第 37 回サステナビリティ基準委員会（2024 年 8 月 21 日開催）において「開発にあたっての基本的な方針」について審議をした際、ISSB 基準との整合性を図るため、ISSB 基準の要求事項をすべて取り入れたうえで、相応の理由が認められるものについては、ISSB 基準に SSBJ 基準独自の取扱いを追加し、ISSB 基準の要求事項に代えて SSBJ 基準独自の取扱いを選択することを認めることとしている。ここで、ISSB 基準の要求事項を取り入れないとすることに相応の理由が認められるかどうかは、個別に検討する必要があると考えられる。

15. この点、本公開草案に ISSB 基準の要求事項を取り入れた理由は、賛否両論聞かれたものの、内部炭素価格が実際に経営上の意思決定に用いられている場合には、その内容について開示することが主要な利用者にとって有用な情報となり得ると考えられたためである（気候基準案 BC183 項）[2]。したがって、仮に SSBJ 基準において内部炭素価格の開示を求めないこととした場合、ISSB 基準と SSBJ 基準の間の明確な差異となり、情報の比較可能性が損なわれるとの印象を国内外の市場関係者にもたれる可能性が考えられる。

16. また、本資料第 11 項(1)から(4)では、内部炭素価格が画一的に比較されることの弊害を懸念するコメントが寄せられているものの、本公開草案では内部炭素価格とともにその適用方法に関する開示を行うことを求めており、当該適用方法に関する開示において、企業が営む事業又は業種の違いによる内部炭素価格の違いを説明することができると考えられる。

17. さらに、本資料第 11 項(5)では、産業による取扱いの違いを求めるコメントが寄せられているものの、ISSB 基準において産業による取扱いに違いは設けられておらず、仮に企

[2] 第 26 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 11 月 28 日）審議事項 A2-4「産業横断的指標等（内部炭素価格）」

業において内部炭素価格を用いていない場合は価格を開示しないこととなるため、取扱いに違いを設ける合理的な理由はないと考えられる。

（小括）

18. 以上の議論を踏まえると、ISSB 基準の要求事項を取り入れないとすることに相応の理由は認められないと考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント
ISSB 基準との整合性に関する分析（本資料第 13 項から第 18 項参照）について、ご質問やご意見があればいただきたい。

（「内部炭素価格を意思決定に用いているか」という条件に関する検討）

ISSB 基準における定め

19. 本資料第 11 項(6)及び(7)では、「内部炭素価格を意思決定に用いているか」という条件を削除又は修正すべきとのコメントが寄せられている。当該条件は、ISSB 基準における「企業が炭素価格を意思決定に(in decision-making)適用している(is applying)か」という条件を取り入れたものであり、IFRS S2 号第 29 項(f)及び「IFRS S2 号『気候関連開示』に関する結論の根拠」BC130 項では、次のとおり記述されている（下線は SSBJ 事務局による追記）。

29	企業は、産業横断的指標カテゴリーに関連する次の情報を開示しなければならない。 (f) 内部炭素価格—企業は、次の事項を開示しなければならない。 (i) 企業が炭素価格を意思決定に（in decision-making）適用している（is applying）かどうか、また、適用している場合、どのように適用しているのか（例えば、投資判断、移転価格及びシナリオ分析）についての説明 (ii) 企業が企業自身の温室効果ガス排出コストの評価に用いている、温室効果ガス排出のメートル・トン当たりの価格

BC130	IFRS S2号第29項(f)(ii)は、温室効果ガス排出のコストを測定するために企業が用いている温室効果ガス排出のメートル・トンあたりの価格がある場合、当該価格を開示することを企業に要求している。IFRS S2号は、当該メートル・トン当たりの価格が、現在の価格、シャドー・プライス又は他の何かを示唆することを意味するものかどうかを定めていない。ISSBは、企業はこの情報（例えば、企業がシャドー・プライスを用いている場合）について、当該価格が意思決定においてどのように用いられているかについての要求されている説明の一部として提供することになると考えた。さらに、ISSBは、企業が内部炭素価格を保持していない場合には、企業がその旨を開示することになると考えた。

20. ここで、前項における「企業が炭素価格を意思決定に(in decision-making)適用している(is applying)か」という条件は、ISSB 基準の公開草案において記述されていなかった条件である。しかし、ISSB の意図に反して、企業が内部炭素価格を設定していない場合でも新たに設定して開示することを要求しているように読める、とのコメントが寄せられたことを踏まえ、ISSB の最終基準において、内部炭素価格を適用していない場合はその旨を開示することを求める定めに修正された。

21. 本公開草案においては、前項の趣旨を踏まえ、ISSB 基準における「意思決定に用いているかどうか」という条件を取り入れることとしたため、本公開草案を変更しないことが考えられる。

22. また、本資料第 11 項(7)において、「内部炭素価格を意思決定に用いている場合」という条件を「重要な気候関連リスクに対する会社の戦略としてシナリオ・アナリシスやカーボン・プライシングを採用している場合」とすることが提案されているものの、ISSB 基準の定め（本資料第 19 項参照）においてあえて限定されていないことを踏まえると、限定せずに、ISSB 基準の定めを取り入れることが考えられる。

<u>気候基準案第 84 項の修文の検討</u>

23. 本資料第 12 項(1)では、気候基準案第 84 項の定めに対して、現在の書きぶりでは、内部炭素価格を意思決定に用いること自体が評価されるものと誤認させるおそれがあるため、書きぶりを本資料第 12 項(1)の提案のように修正すべきとのコメントが寄せられた。

24. この点、本資料第 20 項及び第 21 項において記述した趣旨を踏まえ、本公開草案において ISSB 基準における「意思決定に用いているかどうか」という条件を取り入れることとしている。また、企業が内部炭素価格を用いていない場合に開示を不要とすると、そもそも開示がなされていない場合との違いが判別できなくなるため、内部炭素価格を意思決定に用いていない場合はその旨の開示を求めることとしており、当該取扱いは、ISSB 基準に設定されているタクソノミと整合的である。

25. さらに、本資料第 12 項(2)では、内部炭素価格を意思決定に用いていない場合は、関連情報の開示は不要であることを定めるべきとのコメントが寄せられたが、前項の理由から、内部炭素価格を意思決定に用いていない場合はその旨の開示を求めることとしているため、修文しないことが考えられる。

（小括）

26. 以上の議論を踏まえると、気候基準案第 84 項については修文しないことが考えられるがどうか。なお、考えられる開示方法については、当委員会事務局より解説記事を提供することが考えられる。

ディスカッション・ポイント
気候基準案第 84 項の修文に関する検討（本資料第 19 項から第 26 項参照）について、ご質問やご意見があればいただきたい。

（同じ目的において複数の内部炭素価格を意思決定に用いている場合や、複数の目的で内部炭素価格を意思決定に用いている場合の取扱い）

27. 本公開草案を審議する過程において、同じ目的において複数の内部炭素価格を意思決定に用いている場合（例えば、事業によって異なる内部炭素価格を同じ投資判断目的で用いている場合）や、複数の目的（例えば、投資判断、移転価格及びシナリオ分析）で同じ内部炭素価格を意思決定に用いている場合における取扱いに関する要望が聞かれた[3]。

<u>他の法域における定め</u>

28. ここで、他の法域におけるサステナビリティ開示基準においては、次のとおり、同じ目的で複数の内部炭素価格を意思決定に用いている場合の取扱いが定められている。

(1) 米国（SEC による開示規則）

複数の内部炭素価格を用いて重要な気候変動関連リスクを評価・管理する場合、それぞれの内部炭素価格に関する開示等に加え、異なる価格を使用している理由の開示が求められる（§229.1502(g)）。

[3] 第 26 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 11 月 28 日）審議事項 A2-4「産業横断的指標等（内部炭素価格）」

(2) 欧州（欧州サステナビリティ報告基準）

スキームの種類に応じて用いられる内部炭素価格の開示が求められており（AR63 項(c)）、複数の内部炭素価格を用いている場合の要求事項に該当すると考えられる。

また、次のような表を用いる場合があることが示されており、複数の価格についての情報を開示する例が示されている（AR66 項）。

Types of internal carbon prices	Volume at stake (tCO_2eq)	Prices applied (€/tCO_2eq)	Perimeter description
CapEx shadow price			
Research and Development (R&D) investment shadow price			
Internal carbon fee or fund			
Carbon prices for impairment testing			
Etc.			

複数の内部炭素価格を範囲で示すことについて再検討すべきとのコメントを踏まえた検討

29. 本公開草案では、例えばセグメント（地域・部門）や時間軸により異なる内部炭素価格を意思決定に用いている場合など、複数の内部炭素価格の開示が想定される場合に、過度に詳細な情報が提供されることでかえって主要な利用者の誤解を生じさせる可能性が考えられたことから、同じ目的に用いている内部炭素価格を範囲（最小値と最大値）で示すことができると提案した（気候基準案第 85 項ただし書き）。

30. 内部炭素価格の開示については、企業の意思決定に用いられている炭素価格を開示することを求めており、通常、機関決定がなされた単一又は少数の価格が開示されることが考えられ、無数の炭素価格が開示されることや、例えば、極端な最小値と最大値が開示され、重要性がある情報が不明瞭にされるなどの濫用は想定していない。

31. しかし、本資料第 11 項(10)では、利用者から、誤解を招く可能性があるため、それぞれの内部炭素価格の開示を求めるか、又は、少なくとも範囲で開示することとした理由の説明を求めることが必要とのコメントが寄せられた。当該コメントは、内部炭素価格の範囲のどこに重点が置かれているのか、中央値がどこか、不明瞭な情報となることへの懸念を示すものと考えられる。

32. さらに、本資料第 11 項の記述のとおり、内部炭素価格そのものを開示することについて画一的な比較が行われてしまうことへの強い懸念が示されている。

（小括）

33. 以上の議論を踏まえると、ISSB 基準との整合性から、ISSB 基準において最低限求められている開示を求めることとし、本公開草案における複数の内部炭素価格を意思決定に用いている場合や、複数の目的で内部炭素価格を意思決定に用いている場合の取扱いに関する提案を、削除することが考えられるがどうか。

34. なお、本公開草案における、同じ目的において複数の内部炭素価格を意思決定に用いている場合、又は、複数の目的（例えば、投資判断、移転価格及びシナリオ分析）で内部炭素価格を意思決定に用いている場合の考えられる開示方法については、当委員会事務局より解説記事を提供することが考えられる。

ディスカッション・ポイント
同じ目的において複数の内部炭素価格を意思決定に用いている場合や、複数の目的で内部炭素価格を意思決定に用いている場合の取扱いに関する分析（本資料第 27 項から第 34 項参照）について、ご質問やご意見があればいただきたい。

（ISSB 基準の要求事項に加え、追加の開示を求めるべきとのコメントに対する検討）

内部炭素価格を変更した場合に、変更の理由を求めるべきとのコメントに対する検討

35. 本資料第 12 項(4)では、内部炭素価格については、決定後に再度大きく変更する例もあり、企業の意思決定により定められるものであることから、企業が作成した指標の定義や算定方法を変更する場合（一般基準案第 38 項）と同様に、内部炭素価格を変更した場合にも、変更の理由の開示を求めることが望まれるとのコメントが寄せられている。この点、ISSB 基準では、変更の理由の開示は求められていないため、個別の検討が必要となる。

36. 開示されている内部炭素価格が変更されることは少なくないため、内部炭素価格を変更した場合の理由に関する情報は、利用者が情報を利用するにあたり役立つ場合があると考えられる。

37. 一方で、本資料第 11 項(1)から(4)の記述のとおり、内部炭素価格そのものを開示することについて画一的な比較が行われてしまうことへの強い懸念が示されており、そのような中で ISSB 基準に要求されていない定めを追加することは適切でないと考えられる。ま

た、内部炭素価格の開示のみに変更の理由を求めることは、他の要求事項の取扱いと整合しないこととなると考えられる。

38. ここで、適用基準案では、サステナビリティ開示基準における具体的な定めを適用しただけでは、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響を理解するうえで不十分である場合には、追加的な情報を開示しなければならないという定めを取り入れている（適用基準案第 23 項）。内部炭素価格の変更の程度はさまざまであることが考えられ、一律に変更の理由を求めるのではなく、主要な利用者の判断に影響を与えると考えられる著しい変更であると企業が判断する場合は、当該定めにより開示することが考えられる。

39. このため、内部炭素価格を変更した場合の理由の開示を求めないことが考えられるがどうか。

有価証券報告書の他のパートとの整合性を考慮した説明を求めるべきであるとのコメントに対する検討

40. 本資料第 12 項(5)では、有価証券報告書の経営戦略や設備投資の記載において、内部炭素価格をどのように考慮して投資意思決定しているか、統一的な説明を求めるべきであるとのコメントが寄せられた。

41. この点、開示する情報間のつながりを理解できるように開示しなければならないことについては、既に適用基準において定めている（適用基準案第 31 項から第 33 項）。

42. また、SSBJ 基準は、プライム上場企業が金融商品取引法上の法定書類である有価証券報告書において提供するサステナビリティ関連財務開示を念頭に置いて開発しているものの、プライム上場企業以外の企業（例えば、金融商品取引法以外の法令によりサステナビリティ関連財務開示の開示が求められる場合や、法令に基づかず、任意でサステナビリティ関連財務開示を作成する場合）も適用することができるとしているため、有価証券報告書に限定して定めることを意図していない。

43. このため、つながりのある情報に関して、追加の定めを行わないことが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント
ISSB 基準の要求事項に加え、追加の開示を求めるべきとのコメントに対する事務局の分析（本資料第 35 項から第 43 項参照）について、ご質問やご意見があればいただきたい。

（内部炭素価格に関する情報が、機会に関する商業上の機密であると判断される場合の取扱いを明確にすべきとのコメントに対する検討）

44. 本資料第 12 項(3)では、内部炭素価格に関する情報が、サステナビリティ関連の機会に関する情報として、商業上の機密であると企業が判断する場合の取扱いを明確化すべきとの趣旨のコメントが寄せられた。

45. 適用基準案第 15 項では、同項のすべての要件を満たす場合かつ、その場合に限り、サステナビリティ関連の機会に関する情報が、商業上の機密であると企業が判断したときには、当該情報がサステナビリティ開示基準で要求する情報であり、また、当該情報に重要性があったとしても、これを開示しないことができると定めている（本資料別紙 2「適用基準案からの抜粋」参照）。

46. 企業内部で見積った内部炭素価格が、機会に関する商業上の機密であると判断されたときは、適用基準に基づき開示は要求されないと考えられるものの、機会に関する商業上の機密情報であるかどうかは、企業の状況によりさまざまであり、企業が判断することになると考えられる。また、適用基準案第 15 項の要件を具体化した場合には、他の定めとのバランスを欠く結果になると考えられる。

47. このため、商業上の機密情報に関して、追加の定めを行わないことが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント
内部炭素価格に関する情報が、機会に関する商業上の機密であると判断される場合の取扱いを明確にすべきとのコメントに対する事務局の分析（本資料第 44 項から第 47 項参照）について、ご質問やご意見があればいただきたい。

（追加のガイダンス等について）

48. 本資料第 12 項(6)(7)では、内部炭素価格に関する開示についての追加のガイダンスに関するコメントが寄せられた。

<u>ISSB が公表するガイダンス等への対応</u>

49. ISSB が公表しているガイダンス（IFRS S1 号及び IFRS S2 号に関する付属ガイダンスを含む。）については、当委員会事務局が翻訳を行っており、既に一般に利用可能となって

いる[4]。また、ISSB から公表されている教育的資料[5]についても、当委員会事務局において仮訳を行い、利用可能となっている[6]。

50. しかし、内部炭素価格に関する具体的なガイダンスは、現在、ISSB から公表されておらず、また、SSBJ 基準の確定までに ISSB から追加的なガイダンスが公表されるかどうかは定かではない。

<u>SSBJ 独自のガイダンス等への対応</u>

51. 内部炭素価格の開示にあたって、既に公表されているガイダンス等に基づき開示を行っている企業も多いことが考えられる。当委員会が独自に公表するその他のガイダンス等については、当委員会がガイダンスを詳細に定めることで、実務負荷が過度に増加するかどうかを考慮しながら、優先順位等を含め別途検討することとする。

ディスカッション・ポイント
追加のガイダンス等に対する事務局の分析（本資料第 48 項から第 51 項参照）について、ご質問やご意見があればいただきたい。

V. 事務局による提案

52. 以上の検討を踏まえ、内部炭素価格の開示については、次のようにすることが考えられるがどうか。

(1) 産業横断的指標等に関連して、内部炭素価格に関する情報を開示しなければならない。**（本公開草案から変更なし）**

① 内部炭素価格を意思決定に用いている場合、次の事項に関する情報

[4] https://www.ifrs.org/issued-standards/ifrs-sustainability-standards-navigator/sustainability-pdf-collection/?language=%2Fcontent%2Fcq%3Atags%2Fifrs%2Flocalisation%2Flanguage%2Fjapanese&issue-type=%2Fcontent%2Fcq%3Atags%2Fifrs%2Fproduction%2Fissue-type%2Fissued&year=2023&layer=%2Fcontent%2Fcq%3Atags%2Fifrs%2Fproduction%2Fstandard-layer%2Fbase

[5] https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/supporting-implementation/ifrs-s1/using-sasb-standards-for-ifrs-s1.pdf

[6] https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/supporting-implementation/ifrs-s1/using-sasb-standards-for-ifrs-s1-jp.pdf

ア．内部炭素価格の適用方法（例えば、投資判断、移転価格及びシナリオ分析）

イ．温室効果ガス排出に係るコストの評価に用いている内部炭素価格（温室効果ガス排出のメートル・トン当たりの価格で表す。）

② 内部炭素価格を意思決定に用いていない場合、その旨

(2) 本公開草案において提案していた、同じ目的において複数の内部炭素価格を意思決定に用いている場合及び複数の目的で内部炭素価格を意思決定に用いている場合の取扱いについては、本公開草案から削除する。**（本公開草案から変更あり）**

ディスカッション・ポイント
内部炭素価格の開示に関する事務局の提案（本資料第 52 項参照）について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以　上

気候基準案からの抜粋

（内部炭素価格に関する開示）

＜本基準における定め（案）＞

BC182.　本基準は、IFRS S2 号の要求事項をそのまま取り入れ、産業横断的指標等として、内部炭素価格に関する情報を開示しなければならないとしている（第 84 項参照）。

BC183.　第 84 項のような定めを置くべき理由として、次の意見が聞かれた。

(1)　内部炭素価格は、我が国においても意思決定に用いる企業が増えている。経営上の意思決定に有用な情報は、主要な利用者にとっても有用な情報であるため、気候関連のリスク及び機会に関する有用な情報の開示を企業に要求することを目的とする基準を開発するとの観点からは、内部炭素価格に関する情報の開示を要求すべきである。

(2)　必ずしも当該要求事項の根拠は明らかではないものの、TCFD 提言及び CDP の気候変動質問書など国際的に影響のある機関や欧州などの法域が内部炭素価格に関する情報の開示を推奨又は要求することによって、実際に開示を行う企業が国際的に増えると考えられる。国際的な比較可能性を大きく損なわないものとするとの観点からは、内部炭素価格に関する情報の開示を要求すべきである。

(3)　内部炭素価格に関する情報の開示を一律に求めるのではなく、内部炭素価格を意思決定に用いている場合に開示を求めることになるため、開示のために企業に過度の負担がかかることはないと考えられる。

BC184.　なお、内部炭素価格は、全社で単一の目的において単一の内部炭素価格を一貫して用いる必然性はなく、例えば、同じ目的において複数の内部炭素価格を用いている場合や、複数の目的で内部炭素価格を用いている場合があると考えられる。IFRS S2 号では、このような場合についての定めが明らかにされていないものの、本基準においては定めを追加することとした（第 85 項及び第 86 項参照）。

＜採用されなかった案＞

BC185.　当委員会における審議の過程では、内部炭素価格に関する開示の定めの置き方について、次の異なる意見が聞かれた。

(1)　本基準に IFRS　S2 号の要求事項のうち、内部炭素価格を意思決定に用いているかどうか及び内部炭素価格の適用方法に関する開示の要求事項は取り入れるものの、温室効果ガス排出に係るコストの評価に用いている内部炭素価格に関する開示の要求事項は取れ入れない。

BC186.　BC185 項(1)のような定めを置くべき理由として、次の意見が聞かれた。

(1)　内部炭素価格を意思決定に用いているかどうか及び内部炭素価格の適用方法に関する開示については、有用な情報と考えられるが、内部炭素価格それ自体の開示を求め

る定めについては、主要な利用者の意思決定との関連性が必ずしも明らかではなく、有用性に疑問がある。

(2)　内部炭素価格は、企業内で用いられる管理指標の 1 つであると考えられるが、内部炭素価格を開示せずとも、内部炭素価格を意思決定に用いているかどうか及び内部炭素価格の適用方法に関する開示のみで、企業の取組みを主要な利用者に伝えることが可能であると考えられる。

(3)　内部炭素価格を開示することにより、内部炭素価格のみが企業間で画一的に比較される可能性があり、企業の取組みが、かえって歪められて伝達されてしまう可能性がある。

(4)　内部炭素価格は、投資意思決定におけるハードル・レートとしても用いられることがあると考えられ、機密情報に該当する可能性があるが、商業上の機密情報として開示が免除される要件（「適用基準」第 15 項）を満たさない場合、開示しなければならない可能性がある。

(5)　開示している企業が国際的に増えていることは、開示を要求するかどうかを検討する際の重要な考慮要素であると考えられるものの、国際的な整合性のためのみの定めを本基準に含めることは適切ではないため、主たる理由とはならない。

以　上

別紙 2

適用基準案からの抜粋

商業上の機密情報

15. 次のすべての要件を満たす場合、かつ、その場合に限り、サステナビリティ関連の機会に関する情報が、商業上の機密であると企業が判断したときには、当該情報がサステナビリティ開示基準で要求する情報であり、また、当該情報に重要性があったとしても、これを開示しないことができる。

(1) 当該情報が、一般に利用可能となっていない。

(2) 当該情報を開示することにより、機会を追求することで実現できる経済的便益を著しく毀損すると合理的に見込み得る。

(3) 機会を追求することで実現できる経済的便益を著しく毀損することなく、開示に関する定めの目的を満たすことができるように当該情報を集約して開示することができないと企業が判断している。

16. 第 15 項の定めにより開示しないこととした情報項目のそれぞれについて、第 15 項に従い開示していない旨を開示しなければならない。

17. 第 15 項の定めにより開示しないこととした情報項目のそれぞれについて、各報告期間の末日において、開示しないための第 15 項の要件がすべて満たされているかどうかを再評価しなければならない。

18. 第 15 項の定めは、サステナビリティ関連のリスクに関して、また、幅広くサステナビリティ関連財務情報を開示しない根拠として用いてはならない。

以　上